

市町村における児童家庭相談業務の状況等の公表について（概要）

1. 公表内容

- 市町村における児童家庭相談業務等の状況について
 - ・市町村の児童家庭相談業務の状況について
 - ・市町村における要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況等の調査結果について
- 平成19年度要保護児童対策模範事業表彰について
- 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について

2. 概要

（1）市町村における児童家庭相談業務等の状況について

- ①市町村の児童家庭相談業務の状況について
- ②市町村における要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況等の調査結果について

（概要）

改正児童福祉法に基づき、平成17年4月から全ての市町村が児童家庭相談に関する相談業務を行うこととされたことを踏まえ、平成19年4月1日現在の市町村の児童虐待等に関する相談体制の状況や要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況等について調査した結果である。

（2）平成19年度要保護児童対策模範事業表彰について

（概要）

各自治体における、児童虐待、非行などの要保護児童対策の一層の向上を図るため、児童相談所及び市町村関係機関（要保護児童対策地域協議会又はその構成機関をいう）の行う取組が、先駆的・独創的であり、かつ、他の児童相談所や市町村関係機関の模範となるような取組を行う団体について表彰を行う。

- 児童相談所部門・・・1児童相談所
 - ・大阪府中央子ども家庭センター非行ワーキンググループ
- 市町村関係機関部門・・・1機関
 - ・東京都世田谷区子ども部子ども家庭支援課児童虐待対策支援チーム、世田谷区各総合支所子ども家庭支援センター

（3）「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について

（概要）

平成20年度（来年度）の「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を「滋賀県」にて開催する。